

株式会社京都放送に対する勧告について

令和8年3月31日
公正取引委員会

公正取引委員会は、株式会社京都放送（以下「京都放送」という。）に対して調査を行ってきたところ、特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「フリーランス・事業者間取引適正化等法」という。）第3条第1項（取引条件の明示義務）、第4条第5項（期日における報酬支払義務）及び第5条第1項第2号（報酬の減額の禁止）の規定に違反する事実が認められたので、本日、フリーランス・事業者間取引適正化等法第8条第1項、第2項及び第4項の規定に基づき、京都放送に対して勧告を行った。

1 違反行為者の概要

法人番号	4130001004198
名称	株式会社京都放送
本店所在地	京都市上京区烏丸通一条下ル龍前町600番地の1
代表者	代表取締役 砂田 和寛
事業の概要	テレビジョン放送業、ラジオ放送業等
資本金	20億6200万円

2 違反事実の概要

- (1) 京都放送は、個人であって、従業員を使用しない事業者又は法人であって、一の代表者以外に他の役員がなく、かつ、従業員を使用しない事業者（以下「特定受託事業者」という。）に対し、放送番組等の制作に係る構成台本の作成、出演、ヘアメイク、スタイリング等を委託していた（以下、これらの委託を「本件業務委託」と総称する。）。
- (2) 京都放送は、令和6年11月1日から令和7年9月9日までの間、特定受託事業者132名に対し本件業務委託をした際に、直ちに、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項（フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項に規定するものをいう。以下「明示事項」という。）を、書面又は電磁的方法により当該事業者に対し明示しなかった。

問い合わせ先	公正取引委員会事務総局 近畿中国四国事務所 フリーランス課 電話 06-6941-2206（直通） 公正取引委員会事務総局 経済取引局 取引部 フリーランス取引適正化室 電話 03-3581-5479（直通）
ホームページ	https://www.jftc.go.jp/

- (3) 京都放送は、令和6年11月1日から令和7年9月9日までの間、特定受託事業者110名に対し本件業務委託をした際に、報酬の支払期日を決めておらず、当該事業者に対し、当該事業者の給付を受領した日又は当該事業者から役務の提供を受けた日までに報酬を支払わなかった。
- (4)ア 京都放送は、特定受託事業者67名に対し、1か月以上の期間、本件業務委託を行っていた。
- イ 京都放送は、報酬を上記アの特定受託事業者67名の金融機関口座に振り込む際の手数料を当該事業者の負担とすることを書面又は電磁的方法で合意することなく、当該事業者に対し令和6年11月1日から令和7年9月9日までの間、当該事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額から手数料を差し引いた(※)。
- (※) 令和8年1月1日以降に業務委託する取引から、特定受託事業者との合意の有無にかかわらず、特定受託事業者の金融機関口座に報酬を振り込む際の手数料を特定受託事業者に負担させ、手数料を報酬の額から差し引くことは報酬の減額に該当する。

3 勧告の概要

- (1) 京都放送は、前記2(4)の特定受託事業者に対し、報酬の額から差し引いた額を速やかに支払うこと。
- (2) 京都放送は、フリーランス・事業者間取引適正化等法を遵守する体制を確立するため、次の措置を講ずること。
- ア 次の事項を取締役会の決議により確認すること
- (ア) 前記2(2)の行為が、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項の規定に違反するものであること
- (イ) 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること
- (ウ) 前記2(3)の行為が、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第5項の規定に違反するものであること
- (エ) 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、当該特定受託事業者に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと
- (オ) 前記2(4)イの行為が、フリーランス・事業者間取引適正化等法第5条第1項第2号に掲げる行為に該当し、同項の規定に違反するものであること
- (カ) 今後、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした場合に、特定受託事業者の責めに

帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じないこと

- イ 令和7年9月10日から令和8年3月31日までの間に、前記2(2)から(4)までの特定受託事業者に対し業務委託をした内容と同種又は類似の内容の業務委託をした特定受託事業者に係る取引について、フリーランス・事業者間取引適正化等法第3条第1項、第4条第5項及び第5条第1項第2号の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には、特定受託事業者に係る取引の適正化のために必要な措置を講ずること
- ウ 以下について、自社の役員及び従業員に対するフリーランス・事業者間取引適正化等法の研修を行うなど社内体制の整備のために必要な措置を講ずること
 - (ア) 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、直ちに、明示事項を、書面又は電磁的方法により当該特定受託事業者に対し明示すること
 - (イ) 今後、特定受託事業者に対し業務委託をした場合に、当該特定受託事業者に対し、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第1項の規定により定められた支払期日までに報酬を支払うこと
 - (ウ) 今後、特定受託事業者に対しフリーランス・事業者間取引適正化等法第5条に規定する業務委託をした場合に、特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減じないこと
- (3) 京都放送は、前記(1)及び(2)に基づいて採った措置を自社の役員及び従業員に周知徹底すること。
- (4) 京都放送は、前記(1)から(3)までに基づいて採った措置を取引先特定受託事業者に通知すること。
- (5) 京都放送は、前記(1)から(4)までに基づいて採った措置を速やかに公正取引委員会に報告すること。

株式会社京都放送に対する勧告(概要) 【フリーランス・事業者間取引適正化等法】



(特定業務委託事業者)
株 京都放送

業務委託の内容

テレビジョン放送又はラジオ放送の番組制作に係る
構成台本の作成、出演、ヘアメイク、スタイリング等



放送作家、出演者、
スタイリスト等(132名)
(特定受託事業者)

違反行為の概要

- ① 特定受託事業者132名に対し、業務委託をした際、直ちに、取引条件を明示しなかった。
- ② 特定受託事業者110名に対し、報酬の支払期日までに報酬を支払わなかった。
- ③ 特定受託事業者67名と書面又は電磁的方法で合意することなく、報酬の額から振込手数料を減じていた(184件 合計70,345円)。(注)



勧告の概要

- 1 特定受託事業者に減じた額を支払うこと
- 2 特定受託事業者に係る取引の適正化を図るため、
 - (1) 取締役会の決議(今後、取引条件を明示すること、支払期日までに報酬を支払うこと、報酬の額を減じないこと等を確認)
 - (2) 特定受託事業者との取引について、取引条件の明示、期日までの報酬の支払及び減額の観点から問題が生じていなかったのかを調査し、問題が認められた場合には必要な措置を講ずる
 - (3) 研修を行うなど、社内体制を整備 など

(注) 令和8年1月1日以降に業務委託する取引から、特定受託事業者との合意の有無にかかわらず、振込手数料を報酬の額から差し引くことは報酬の減額に該当する。

①取引条件の明示義務

特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、給付の内容、報酬の額、支払期日等の取引の条件を、書面又は電磁的方法により明示しなければならない(法第3条第1項)。

②期日における報酬支払義務

給付を受領した日又は役務の提供を受けた日から60日以内のできる限り短い期間内で支払期日を定め、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第1項・第5項)。

支払期日が定められなかった場合は、給付を受領した日又は役務の提供を受けた日が支払期日となり、その支払期日までに報酬を支払わなければならない(法第4条第2項・第5項)。

③報酬の減額

特定受託事業者に責任がないのに、報酬の額を減じてはならない(法第5条第1項第2号)。

1 フリーランス・事業者間取引適正化等法の概要

(1) 目的（第1条）

取引の適正化・就業環境の整備

(2) 本法の対象（第2条第1項、第5項、第6項）

フリーランス：「特定受託事業者」

発注事業者：「業務委託事業者」又は「特定業務委託事業者」

(3) 義務と禁止行為（第3条～第5条、第12条～第14条、第16条）

本法の規制は、**取引の適正化** と **就業環境の整備** の2つのパートで構成され、適用される義務と禁止行為は次のとおりです。

ア 発注事業者（業務委託事業者）が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）

イ 発注事業者（特定業務委託事業者）が業務を委託する場合

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）

ウ 発注事業者（特定業務委託事業者）が一定期間※以上の期間行う業務を委託する場合

※ 「一定期間」は、取引の適正化については1か月、就業環境の整備については6か月

義務 **取引の適正化**

- ① 取引条件の明示義務（第3条）
- ② 期日における報酬支払義務（第4条）

禁止行為 **取引の適正化**

- ③ 発注事業者の禁止行為（第5条）

- ・受領拒否の禁止
- ・報酬の減額の禁止
- ・返品 of 禁止
- ・買ったたきの禁止
- ・購入・利用強制の禁止
- ・不当な経済上の利益の提供要請の禁止
- ・不当な給付内容の変更・やり直しの禁止

義務 **就業環境の整備**

- ④ 募集情報の的確表示義務（第12条）
- ⑤ 育児介護等と業務の両立に対する配慮義務（第13条）
- ⑥ ハラスメント対策に係る体制整備義務（第14条）
- ⑦ 中途解除等の事前予告・理由開示義務（第16条）

(4) 違反への対応（第6条～第9条、第11条、第17条～第20条、第22条、第24条～第26条）

報告徴収・立入検査（第11条および第20条）

指導・助言（第22条）

中小企業庁の措置請求（第7条）

勧告（第8条及び第18条）

命令・公表（第9条および第19条）

罰金・過料（第24条～第26条）

※ 報復措置の禁止（第6条第3項および第17条第3項）

2 参照条文

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（令和五年法律第二十五号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「特定受託事業者」とは、業務委託の相手方である事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であつて、従業員を使用しないもの
- 二 法人であつて、一の代表者以外に他の役員（理事、取締役、執行役、業務を執行する社員、監事若しくは監査役又はこれらに準ずる者をいう。第六項第二号において同じ。）がなく、かつ、従業員を使用しないもの

2 （略）

3 この法律において「業務委託」とは、次に掲げる行為をいう。

- 一 事業者がその事業のために他の事業者物品の製造（加工を含む。）又は情報成果物の作成を委託すること。
- 二 事業者がその事業のために他の事業者役員提供を委託すること（他の事業者をして自らに役員提供をさせることを含む。）。

4 前項第一号の「情報成果物」とは、次に掲げるものをいう。

- 一 プログラム（電子計算機に対する指令であつて、一の結果を得ることができるよう組み合わされたものをいう。）
- 二 映画、放送番組その他映像又は音声その他の音響により構成されるもの
- 三 文字、図形若しくは記号若しくはこれらの結合又はこれらと色彩との結合により構成されるもの

四 （略）

5 この法律において「業務委託事業者」とは、特定受託事業者に業務委託をする事業者をいう。

6 この法律において「特定業務委託事業者」とは、業務委託事業者であつて、次の各号のいずれかに該当するものをいう。

- 一 個人であつて、従業員を使用するもの
- 二 法人であつて、二以上の役員があり、又は従業員を使用するもの

7 この法律において「報酬」とは、業務委託事業者が業務委託をした場合に特定受託事業者の給付（第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、当該役員提供をすること。第五条第一項第一号及び第三号並びに第八条第三項及び第四項を除き、以下同じ。）に対し支払うべき代金をいう。

（特定受託事業者の給付の内容その他の事項の明示等）

第三条 業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託をした場合は、直ちに、公正取引委員会規則で定めるところにより、特定受託事業者の給付の内容、報酬の額、支払期日その他の事項を、書面又は電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であつて公正取引委員会規則で定めるものをいう。以下この条において同じ。）により特定受託事業者に対し明示しなければならない。ただし、これらの事項のうちその内容が定められないことにつき正当な理由があるものについては、その明示を要しないものとし、この場合には、業務委託事業者は、当該事項の内容が定められた後直ちに、当該事項を書面又は電磁的方法により特定受託事業者に対し明示しなければならない。

2 （略）

(報酬の支払期日等)

第四条 特定業務委託事業者が特定受託事業者に対し業務委託をした場合における報酬の支払期日は、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付の内容について検査をするかどうかを問わず、当該特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、特定受託事業者から当該役務の提供を受けた日。次項において同じ。）から起算して六十日の期間内において、かつ、できる限り短い期間内において、定められなければならない。

2 前項の場合において、報酬の支払期日が定められなかったときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日が、同項の規定に違反して報酬の支払期日が定められたときは特定業務委託事業者が特定受託事業者の給付を受領した日から起算して六十日を経過する日が、それぞれ報酬の支払期日と定められたものとみなす。

3・4 (略)

5 特定業務委託事業者は、第一項若しくは第三項の規定により定められた支払期日又は第二項若しくは前項の支払期日までに報酬を支払わなければならない。ただし、特定受託事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起算して六十日（第三項の場合にあっては、三十日）以内に報酬を支払わなければならない。

6 (略)

(特定業務委託事業者の遵守事項)

第五条 特定業務委託事業者は、特定受託事業者に対し業務委託（政令で定める期間以上の期間行うもの（当該業務委託に係る契約の更新により当該政令で定める期間以上継続して行うこととなるものを含む。）に限る。以下この条において同じ。）をした場合は、次に掲げる行為（第二条第三項第二号に該当する業務委託をした場合にあっては、第一号及び第三号に掲げる行為を除く。）をしてはならない。

一 (略)

二 特定受託事業者の責めに帰すべき事由がないのに、報酬の額を減ずること。

三～五 (略)

2 (略)

(勧告)

第八条 公正取引委員会は、業務委託事業者が第三条の規定に違反したと認めるときは、当該業務委託事業者に対し、速やかに同条第一項の規定による明示又は同条第二項の規定による書面の交付をすべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

2 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第四条第五項の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかに報酬を支払うべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

3 (略)

4 公正取引委員会は、特定業務委託事業者が第五条第一項（第一号に係る部分を除く。）の規定に違反したと認めるときは、当該特定業務委託事業者に対し、速やかにその報酬の額から減じた額を支払い、特定受託事業者の給付に係る物を再び引き取り、その報酬の額を引き上げ、又はその購入させた物を引き取るべきことその他必要な措置をとるべきことを勧告することができる。

5～6 (略)

○ 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律施行令（令和六年政令第二百号）（抄）

（法第五条第一項の政令で定める期間）

第一条 特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下「法」という。）第五条第一項の政令で定める期間は、一月とする。